

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

規 則
 政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則(四・秘書課)
 秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則(五・港湾空港課)
 告示
 指名競争入札に参加する者に必要な資格(一四八・リハビリテーション・精神医療センター)
 救急病院等でなくなった医療機関(一四九・医務薬事課)
 救急病院の指定(一五〇・医務薬事課)
 一般廃棄物処理施設の設置許可の申請(一五一・環境整備課)
 産業廃棄物処理施設の設置許可の申請(一五二・環境整備課)
 道路区域の変更及び供用開始(一五三、一五四・道路環境課)
 道路区域の変更(一五五・道路環境課)
 道路の供用開始(一五六、一五七・道路環境課)
 証紙売りさばき人の指定(一五八・会計課)
 証紙売りさばきの廃止の届出(一五九・会計課)
 特定鳥獣保護管理計画樹立のための公聴会(一六〇・自然保護課)

公 告

県営土地改良事業の換地処分(北秋田総合農林事務所)
 県営土地改良事業計画の決定(秋田総合農林事務所)
 県営土地改良事業計画の変更(仙北総合農林事務所)
 県営土地改良事業の換地処分(仙北総合農林事務所)
 県営土地改良事業の換地処分(雄勝総合農林事務所)
 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)
 議会告示
 政治倫理の確立のための秋田県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正

規 則

する規程(一・議会事務局総務課)

政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十五年二月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四号

政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成七年秋田県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中、「及び同法」を、「同法」に改め、「譲渡所得等の金額」の下に「及び同法第四十一条の十四第一項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」を加える。

様式第三号中

分 離 課 税	土地等の事業所得及び雑所得	
	長 期 譲 渡 所 得	
	短 期 譲 渡 所 得	株式等の事業所得、譲渡所得及び雑所得

分 離 課 税	土地等の事業所得及び雑所得	
	長 期 譲 渡 所 得	
	短 期 譲 渡 所 得	株式等の事業所得、譲渡所得及び雑所得
		商品先物取引の事業所得及び雑所得

--	--	--	--	--

に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年二月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第五号

秋田県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県空港管理条例施行規則(昭和五十六年秋田県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

告 示

秋田県告示第四百四十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)(第六百六十七條の十一第二項の規定により、秋田県立リハビリテーション・精神医療センターが所管する業務に係る平成十五年度分委託業務の指名競争入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり定めたので、同条第三項において準用する令第六百六十七條の五第二項の規定に基づき、公示する。

平成十五年二月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 委託業務の種類及び履行期間

(一) 委託業務の種類

- (1) 中央監視業務
- (2) 警備等業務
- (3) 浄化槽保守点検業務
- (4) 食事提供業務
- (5) 洗濯業務
- (6) 医事業務
- (7) 病棟作業補助業務
- (8) 検体検査業務
- (9) 滅菌消毒業務
- (10) 中央集塵設備保守管理業務
- (11) サンプルム植栽管理業務
- (12) RI施設メンテナンス業務

(二) 委託業務の履行期間

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間で秋田県立リハビリテーション・精神医療センター所長が別に定める期間

二 指名競争入札に参加する者に必要な資格

- (一) 令第六百六十七條の十一第一項において準用する令第六百六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- (二) (一)の業務を行う者は、当直業務の委託に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等(昭和六十一年二月七日秋田県告示第九十号)に基づき指名競争入札参加資格者と決定された者であること。
- (三) (一)(3)の業務を行う者は、秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年秋田県条例第三十三号)第四条第一項の規定に基づき浄化槽保守点検業者として登録されている者であること。
- (四) (一)(4)の業務を行う者は、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。)(第九条の十に定める基準に適合する者であること。
- (五) (一)(5)の業務を行う者は、規則第九条の十四に定める基準に適合する者であること。
- (六) (一)(8)の業務を行う者は、規則第九条の八に定める基準に適合する者であること。
- (七) (一)(9)の業務を行う者は、規則第九条の九に定める基準に適合する者であること。

三 資格審査の申請方法

- (一) 申請に必要な書類（以下「申請書類」という。）
 (2)(1) 指名競争入札参加資格審査申請書
 添付書類
 ア 営業経歴書
 イ 契約実績届

(二) 申請書類の用紙の交付場所及び問い合わせ先並びに申請書類の提出場所
 郵便番号〇一九 二四一三 仙北郡協和町上淀川字五百刈田三百五十二番地

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター総務管理班（電話〇一八 八九二 三七五一）

(三) 申請書類の提出方法

(二)に掲げる場所に持参すること。ただし、県内に本社（本店）又は支店等がない場合のみ郵送による提出を認める。

(四) 申請書類の受付期間

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年三月五日（水）から同月十二日（水）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 その他

- (一) 指名については、各委託業務の説明会の開催前に代表者あて通知する。
- (二) 資格審査の結果指名されない場合がある。

秋田県告示第四百十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による次の救急病院が救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十五年二月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	救急病院でなくなった年月日
五十嵐病院	秋田市土崎港中央四丁目六番四十一号	平成十四年九月三十日

秋田県告示第五百十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定によ

り、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年二月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	認定の有効期限
五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央二丁目十七番二十三号	平成十八年二月二十日

秋田県告示第五百十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八条第四項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請を次のとおり告示し、当該申請書及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「申請書等」という。）を縦覧に供する。

なお、同条第六項の規定により、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を知事に提出することができる。
 平成十五年二月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(一) 名称 秋田県

(二) 住所 秋田市山王四丁目一番一号

(三) 代表者の氏名 秋田県知事 寺 田 典 城

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

(一) 仙北郡協和町上淀川字雨池沢地内

三 一般廃棄物処理施設の種類

(一) 一般廃棄物の最終処分場

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

(一) 可燃ごみ（生ごみを除く）、不燃ごみ、粗大ごみ及び中間処理残さ

五 申請年月日 平成十五年二月二十四日

六 申請書等の縦覧の場所、期間及び時間

(一) 縦覧場所

(1) 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県生活環境文化部環境整備課

- (2) 仙北郡協和町上淀川字雨池沢四十五番地 秋田県環境保全センター
- (3) 河辺郡河辺町和田字北条ヶ崎三十八番地二 河辺町民生生活課
- (4) 河辺郡雄和町妙法字上大部四十八番地一 雄和町民生生活課
- (5) 仙北郡協和町境字野田四番地 協和町生活環境課
- (二) 縦覧期間 平成十五年二月二十八日から同年三月二十七日まで
- (三) 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで
- 七 意見書の提出期限及び提出先
- (一) 提出期限 平成十五年四月十日
- (二) 提出先 六の縦覧場所に同じ。

秋田県告示第百五十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第四項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請を次のとおり告示し、当該申請書及び当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「申請書等」という。）を縦覧に供する。

なお、同条第六項の規定により、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を知事に提出することができる。
平成十五年二月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (一) 名称 秋田県
 - (二) 住所 秋田市山王四丁目一番一号
 - (三) 代表者の氏名 秋田県知事 寺田典城
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
仙北郡協和町上淀川字雨池沢地内

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類		旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧		杉沢上小阿仁線	北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林七四林班り小班地内		九・八〇(一三・三三〇)	〇・〇二八
			杉沢上小阿仁線			二四・二〇(五三・二二〇)	〇・〇二八

- 三 産業廃棄物処理施設の種類
産業廃棄物の管理型最終処分場
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第百三十三号）第二条第十三号に規定する産業廃棄物
- 五 申請年月日 平成十五年二月二十四日
- 六 申請書等の縦覧の場所、期間及び時間
- (一) 縦覧場所
 - (1) 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県生活環境文化部環境整備課
 - (2) 仙北郡協和町上淀川字雨池沢四十五番地 秋田県環境保全センター
 - (3) 河辺郡河辺町和田字北条ヶ崎三十八番地二 河辺町民生生活課
 - (4) 河辺郡雄和町妙法字上大部四十八番地一 雄和町民生生活課
 - (5) 仙北郡協和町境字野田四番地 協和町生活環境課
- (二) 縦覧期間 平成十五年二月二十八日から同年三月二十七日まで
- (三) 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで
- 七 意見書の提出期限及び提出先
- (一) 提出期限 平成十五年四月十日
- (二) 提出先 六の縦覧場所に同じ。

秋田県告示第百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十五年二月二十八日

秋田県知事 寺田典城

二 供用開始の期日 平成十五年二月二十八日
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年二月二十八日から同年三月十三日まで

県 道						道路の種類
新	旧	新	旧	新	旧	旧新別
杉沢上小阿仁線	杉沢上小阿仁線	杉沢上小阿仁線	杉沢上小阿仁線	杉沢上小阿仁線	杉沢上小阿仁線	路線名
						区
"	北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林七九林班い小班地内	"	北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林七九林班い小班地内	"	北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林七五林班お小班地内	間
三五・八〇〇三九・八〇	七・二〇〇一六・六〇	五二・四〇〇五五・八〇	一一・〇〇〇一三・二〇	二二・四〇〇六五・〇〇	八・六〇〇一一・〇〇	敷地の幅員(メートル)
〇・〇二八	〇・〇二八	〇・〇三五	〇・〇三五	〇・〇一五	〇・〇一五	延長(キロメートル)

一 道路の区域及び供用開始の区間

二 供用開始の期日 平成十五年二月二十八日
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十五年二月二十八日から同年三月十三日まで

秋田県告示第百五十四号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十五年二月二十八日
 秋田県知事 寺田典城

県 道			
新	旧	新	旧
杉沢上小阿仁線	杉沢上小阿仁線	杉沢上小阿仁線	杉沢上小阿仁線
"	北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林六二林班に小班地内	"	北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林七四林班ち小班地内
二六・二〇〇三〇・〇〇	一一・〇〇〇一四・六〇	二二・六〇〇四八・〇〇	九・四〇〇一三・六〇
〇・〇四三	〇・〇四三	〇・〇四三	〇・〇四三

秋田県告示第百五十五号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

一 道路の区域

道 道	道路の種類		区 区	間 間
	新 新	旧 旧		
	金光寺能代線	金光寺能代線	山本郡山本町豊岡金田字狐台一三四番地先から一四九番二まで	敷地の幅員（メートル） 一一・〇〇〇―一三・六〇〇
	金光寺能代線		〃	延長（キロメートル） 〇・二二四

平成十五年二月二十八日

秋田県知事 寺田典城

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十五年二月二十八日から同年三月十三日まで

秋田県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十五年二月二十八日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道 道	道路の種類		区 区	間 間
	新 新	旧 旧		
	金光寺能代線	金光寺能代線	山本郡山本町豊岡金田字狐台一四四番二地先から一四九番二まで	

二 供用開始の期日 平成十五年二月二十八日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十五年二月二十八日から同年三月十三日まで

秋田県告示第百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十五年二月二十八日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道 道	道路の種類		区 区	間 間
	新 新	旧 旧		
	金光寺鶴川線	金光寺鶴川線	山本郡八竜町鶴川字餅ノ沢一四〇番七から一四二番二地先まで	

二 供用開始の期日 平成十五年二月二十八日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十五年二月二十八日から同年三月十三日まで

秋田県告示第百五十八号
 秋田県証紙条例（昭和三十九年秋田県条例第三十五号）第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
 平成十五年二月二十八日

秋田県知事 寺田典城

証紙売りさばき人の住所及び氏名 大館市字上町三番地 佐藤 國久	売りさばき場所 大館市字大館五十一	指定年月日 平成十五年二月二十一日
---------------------------------------	----------------------	----------------------

秋田県告示第百五十九号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第五項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十五年二月二十八日

秋田県知事 寺田 典城

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名
大館市字大館五十一

佐藤 竹之助

秋田県告示第百六十号

鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第一条ノ三第五項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則(昭和五十四年秋田県規則第二十四号)第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年二月二十八日

秋田県知事 寺田 典城

一 公聴会の日時、場所及び案件

日 時	場 所	案 件
平成十五年 三月二十四 日午前十時 三十分	秋田市山王四丁目一番 二号 秋田地方総合庁 舎四階第四会議室	「秋田県カモシカ保護管理計画」の樹 立について

二 公聴会開催に関する問い合わせ先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県生活環境文化部自然保護課(〇一八 八六〇 一六一三)

公 告

平成十五年二月二十一日県営土地改良事業(寺沢地区ほ場整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十五年二月二十八日

秋田県知事 寺田 典城

平成十五年二月二十一日県営土地改良事業(碓地区ほ場整備事業(担い手育成型))の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十五年二月二十八日

秋田県知事 寺田 典城

仙北郡千畑町土崎字野田二十九番地佐藤辰雄ほか十九人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年二月二十八日

秋田県知事 寺田 典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(土崎小荒川地区ほ場整備事業(担い手育成型))変更計画書の写し

二 縦覧期間 平成十五年三月三日から同年三月三十一日まで

三 縦覧場所 千畑町役場及び仙北町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、男鹿市から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年二月二十八日

秋田県知事 寺田 典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(仁井沢地区ため池等整備事業)計画書の写し

二 縦覧期間 平成十五年三月三日から平成十五年三月三十一日まで

三 縦覧場所 男鹿市役所

平成十五年二月二十一日県営土地改良事業(本田地区ほ場整備事業(担い手育成型))の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。
平成十五年二月二十八日
秋田県知事 寺 田 典 城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年二月二十八日
秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
環境配慮型高速圧縮シュレッダー 一台
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十五年三月二十五日(火)
- (四) 納入場所
秋田地方総合庁舎

二 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年二月二十八日(金)から同年三月十日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年三月十二日(水)午前十時
秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
六 その他

- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

議 会 告 示

政治倫理の確立のための秋田県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成十五年二月二十八日

秋田県議会議長 津 谷 永 光

秋田県議会告示第一号

政治倫理の確立のための秋田県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

政治倫理の確立のための秋田県議会議員の資産等の公開に関する規程(平成七年秋田県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

土地等の事業所得及び雑所得

様式第三号中「殿」を「様」に

分	長 期 譲 渡 所 得
離	短 期 譲 渡 所 得
課	株式等の事業所得、譲渡所得及び雑
税	所得

平成十五年二月十四日(第十四百四十四号)掲載の秋田県告示第百号(市の区域の設置)
 (印刷部)
 三 終わり
 四 から十
 六 二四〇ロ
 一四〇一

也

分	土地等の事業所得及び雑所得
離	長 期 譲 渡 所 得
課	短 期 譲 渡 所 得
税	株式等の事業所得、譲渡所得及び雑所得 商品先物取引の事業所得及び雑所得

に改める。

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

正 誤

ページ 段 行 誤 正

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 電話(0862)8766 F A X(0863)0005
 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄